

# 長寿医療制度の保険料 (後期高齢者医療保険料)について

照会先 高齢福祉課 ☎23-8127・23-7734

## 1 本年2月の保険料を 年金天引き (特別徴収)で 納められた方へ

本年2月の保険料を年金から天引き(特別徴収)で納められた方は、本年2月の保険料額と同額が平成21年度前半期分として4月・6月・8月の年金から天引きされます。その後、本算定を行って精算した金額などを7月中旬に通知します。(下記を参考にしてください。)

例 下記の平成20年度通知書の中で、2月の変更後欄に  
10,000円と記載されている場合は、4月・6月・8月  
の年金受給額から同額の10,000円が天引きされます。

2月の変更後欄の金額

平成20年度 後期高齢者医療保険料納入決定(変更)通知書

見本

被保険者番号	性別	生年月日	納入すべき保険料額(円)	
【期別保険料額】				
	特別徴収	普通徴収		
月	変更後(円)	変更前(円)	期別	変更後(円) 変更前(円)
4月			第1期	
6月			第2期	
8月			第3期	
10月			第4期	
12月			第5期	
2月			第6期	
計			第7期	
			第8期	
			第9期	
			随時期	
			計	

\*要年度の4、6、8月の特別徴収額は、本年度2月の特別徴収額と同額になります。

保険料合計額(円) \_\_\_\_\_

差引増減額(円) \_\_\_\_\_

\*普通徴収で、口座振替での納付を申込みされた方は、次の口座から振替させていただきます。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 種目 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_ 口座名義人 \_\_\_\_\_

◎徴収の根拠等につきましては裏面をご覧ください。

通知書番号 ( ) \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

【徴収方法等】 変更後 \_\_\_\_\_ 変更前 \_\_\_\_\_

保険料徴収方法 \_\_\_\_\_

特別徴収義務者 \_\_\_\_\_

特別徴収対象年金 \_\_\_\_\_

後期高齢者医療保険料の期別保険料額等を決定(変更)しましたので通知します。

平成 年 月 日

岐阜県関市長 尾藤 義昭

## 2 平成20年度 保険料の 滞納がある方へ

保険料を滞納した場合には、通常の被保険者証より有効期間の短い被保険者証をお渡しすることがあります。また、1年以上経過しても納付されていない保険料がある場合には、被保険者証を返還していただき、資格証明証が交付されることもありますので早急に納めてください。なお、納付のご相談は高齢福祉課までご連絡ください。